

佐賀県山村振興基本方針

令和8年8月

佐賀県

目 次

I 地域の概況

- 1 県域における振興山村の状況
- 2 自然環境に係る状況
- 3 社会及び経済に係る状況

II I を踏まえた振興山村の課題とこれまでの山村振興対策の実施状況

- 1 振興山村の課題
- 2 山村振興対策の実施状況と評価

III 振興の基本方針及び振興施策

- 1 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項
- 2 交通施策に関する基本的事項
- 3 情報通信施策に関する基本的事項
- 4 産業基盤施策に関する基本的事項
- 5 産業振興施策に関する基本的事項
- 6 防災に係る施策に関する基本的事項
- 7 医療の確保に係る施策に関する基本的事項
- 8 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）に関する基本的事項
- 9 文教施策に関する基本的事項
- 10 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む。）に関する基本的事項
- 11 移住・交流施策に関する基本的事項
- 12 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む）に関する基本的事項
- 13 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的事項

IV 他の地域振興等に関する計画との関連

山村振興基本方針書

都道府県名	佐賀県
作成年度	令和8年度

I 地域の概況

1 県域における振興山村の状況

本県において、山村振興法に基づき指定された市町は、佐賀市（大和町のうち旧松梅村、富士町、三瀬村）、唐津市（七山）、神埼市（脊振町）となっている。

図1 振興山村の指定地域

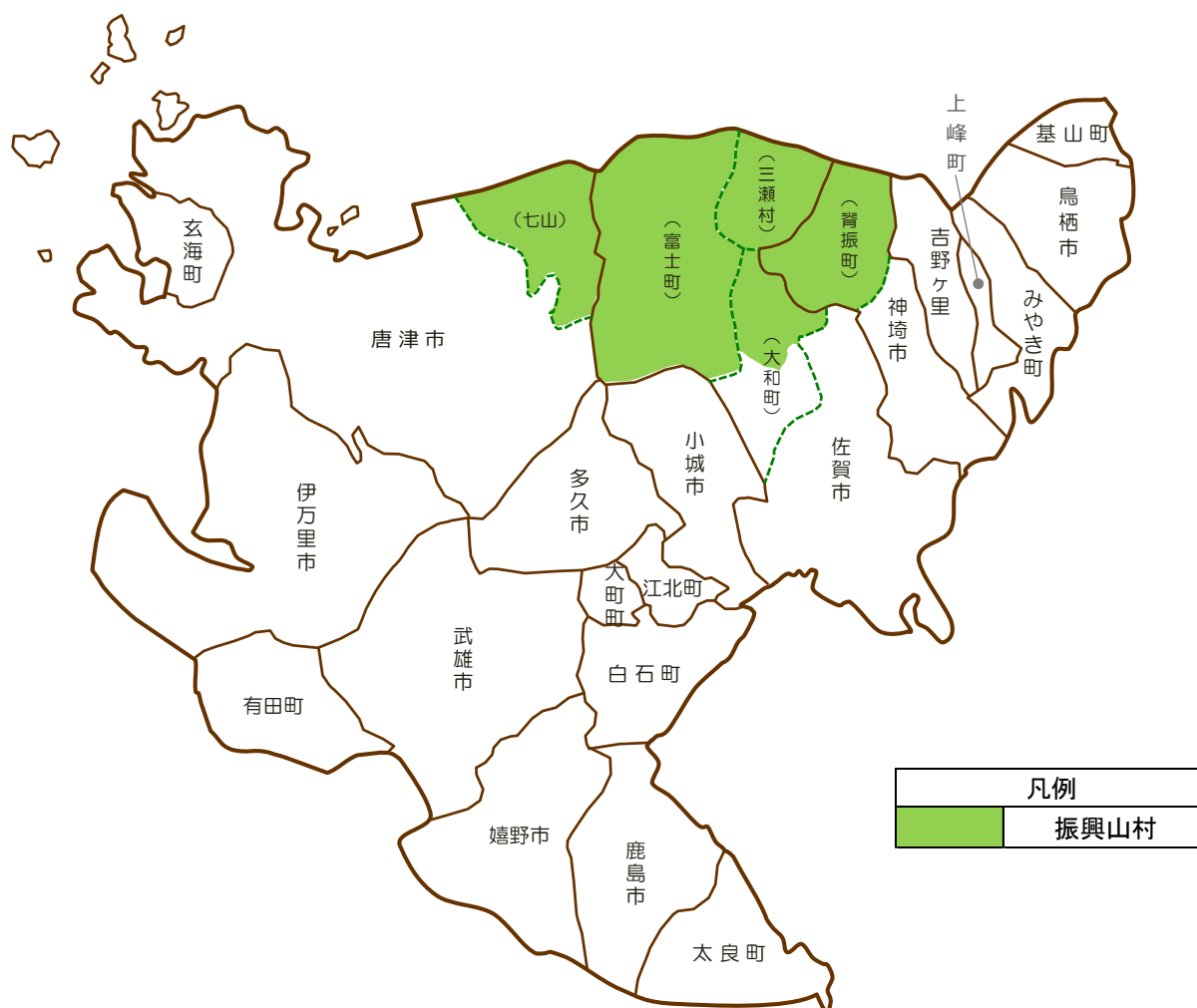


表 1 本県の振興山村の指定状況

現市町村名	指定地域（昭和 25 年当時の旧市町村名）
佐賀市	大和町（うち松梅村） 富士町（小関村、南山村、北山村） 三瀬村（三瀬村） ※昭和 25 年当時の南山村は大和町八反原を含む
唐津市	七山（七山村）
神崎市	脊振町（脊振村）

表 2 全県における振興山村の状況

区 分	全 県 (A)	振興山村 (B)	比率 (B/A)
市町数	20	3	15.0%
面 積	2,440k m ²	335k m ² （佐賀市 211.0km ² ） （唐津市 62.9km ² ） （神崎市 60.9km ² ）	13.7%
人口	811,442 人	9,031 人	1.1%

（注）面積は全国都道府県市区町村別面積調（令和 7 年、平成 16 年、国土交通省国土地理院）、国勢調査境界データ等。人口は令和 2 年国勢調査データ

2 自然環境に係る状況

本県の振興山村は、県北部に位置し、福岡県と隣接する天山・脊振山系の標高 50m～1,000m に及ぶ山間丘陵地帯にあり、佐賀平野の主要河川である嘉瀬川、城原川及び玄海灘に面した玉島川の水源地域となっている。その面積は 335 km²で、県土 2,440 km²の 13.7% を占めている。

地理的には、福岡県境と接する位置にあり、佐賀市及び唐津市から、福岡市の中心市街地まで 30km 程度の距離にあり、都市との交流や市場面等での有利性がある。

気象条件は、県内でも冷涼多雨な地域となっており、冬場は降雪もある。

土壌は、花崗岩を母岩とした砂土及び砂壤土からなり、全体的に地味肥沃であるが、地形は極めて複雑である。

耕地は、河川沿いの一部の水田を除き、狭小な段状の棚田、谷地田が散在し、畑地は、山腹台地に点在している。

3 社会及び経済に係る状況

(1) 人口の動向

令和 2 年の国勢調査による振興山村の人口は、9,031 人で、本県人口 811,442 人の約 1.1%を占めている。

平成 17 年国勢調査からの人口の推移をみると、県全体の人口は平成 17 年の 866,369 人から令和 2 年は 6.3%（約 5 万 5 千人）の減少であるのに対し、振興山村の人口は平成 17 年の 12,132 人から令和 2 年は 25.6%（約 3 千 1 百人）の減少と県全体の減少幅に比べて大きく減少した。

また、年齢階層別人口でみると、64 才以下の年齢層は減少しているが、65 才以上は横這いとなっており、若年層の流出や少子高齢化の進行を裏付けている。

表 3 年齢階層別人口の動向

(単位：人、%)

年	振興山村					
	総数	0～14 歳	15～29 歳	30～44 歳	45～64 歳	65 歳以上
平成 17 年	12,132 (100%)	1,508 (12.4%)	1,713 (14.1%)	1,582 (13.0%)	3,464 (28.6%)	3,865 (31.9%)
平成 22 年	11,143 (100%)	1,270 (11.4%)	1,397 (12.5%)	1,403 (12.6%)	3,306 (29.7%)	3,767 (33.8%)
平成 27 年	10,054 (100%)	1,098 (10.9%)	1,012 (10.1%)	1,364 (13.6%)	2,708 (26.9%)	3,869 (38.5%)
令和 2 年	9,031 (100%)	912 (10.1%)	806 (8.9%)	1,098 (12.2%)	2,204 (24.4%)	3,981 (44.1%)
増減率 (H17→R2)	▲25.6%	▲39.5%	▲52.9%	▲30.6%	▲36.4%	3.0%

(単位：人、%)

年度	県全体					
	総数	0～14 歳	15～29 歳	30～44 歳	45～64 歳	65 歳以上
平成 17 年	866,369 (100%)	131,969 (15.2%)	146,412 (16.9%)	152,931 (17.7%)	238,521 (27.5%)	196,108 (22.6%)
平成 22 年	849,788 (100%)	123,447 (14.5%)	127,879 (15.0%)	151,982 (17.9%)	235,345 (27.7%)	208,096 (24.5%)

平成 27 年	832,832 (100%)	116,122 (13.9%)	116,787 (14.0%)	148,895 (17.9%)	217,337 (26.1%)	229,335 (27.5%)
令和 2 年	811,442 (100%)	108,241 (13.3%)	106,117 (13.1%)	133,811 (16.5%)	203,651 (25.1%)	246,061 (30.3%)
増減率 (H17→R2)	▲6.3%	▲18.0%	▲27.5%	▲12.5%	▲14.6%	▲25.5%

(注) 国勢調査データ (※総数は年齢不詳の人数を含む)

(2) 交通の状況

本県の振興山村においても、県道・市道等の道路網の整備を進めてきたが、少子高齢化の進展や人口減少による利用者の減少といった課題に対応するため、市が運営するコミュニティバスやデマンドタクシー等により移動手段が確保されている。

(3) 情報通信の状況

本県の振興山村においても、固定系通信又は移動系通信により、超高速ブロードバンドを利用できる環境や携帯電話の通信環境の整備が進んできたところであるが、一部の地域では整備の遅れがみられている。また、一部に携帯電話の不感地域が残されている。

(4) 土地利用の状況

平成 27 年の農林業センサスにおける県内の総土地面積に占める林野面積の割合は約 45%であるのに対し、振興山村の総土地面積に占める林野面積の割合は約 78%に達しており、県全体よりもはるかに大きい割合となっている。一方、県内の総土地面積に占める経営耕地面積の割合は約 17%であるのに対し、振興山村での経営耕地の面積の割合は約 4%となっており、県全体よりもはるかに小さい割合となっている。また、平成 17 年～令和 2 年の間で、県全体で約 11.7% (5,543ha) の経営耕地が減少したのに対し、振興山村では 22.7% (363ha) の経営耕地が減少し、振興山村での減少割合が大きくなっている。

表 4 土地利用の状況

(単位 : ha、%)

年	振興山村					
	総土地面積	経営耕地面積				林野
			田	畑	樹園地	
平成 17 年	33,485 (100%)	1,599 (4.8%)	1,303 (3.9%)	91 (0.3%)	204 (0.6%)	26,227 (78.3%)
平成 22 年	33,484 (100%)	1,560 (4.7%)	1,271 (3.8%)	132 (0.4%)	159 (0.5%)	26,348 (78.7%)
平成 27 年	33,646 (100%)	1,423 (4.2%)	1,184 (3.5%)	104 (0.3%)	133 (0.4%)	26,125 (77.6%)
令和 2 年	33,480 (100%)	1,236 (3.7%)	1,053 (3.1%)	95 (0.3%)	89 (0.3%)	— —

(単位 : ha、%)

年	県全体					
	総土地面積	経営耕地面積				林野
			田	畑	樹園地	
平成 17 年	243,954 (100%)	47,379 (19.4%)	39,170 (16.1%)	2,865 (1.2%)	5,344 (2.2%)	110,041 (45.1%)
平成 22 年	243,960 (100%)	47,071 (19.3%)	39,611 (16.2%)	3,009 (1.2%)	4,451 (1.8%)	110,668 (45.4%)
平成 27 年	244,064 (100%)	44,308 (18.2%)	37,826 (15.5%)	2,772 (1.1%)	3,711 (1.5%)	110,507 (45.3%)
令和 2 年	244,070 (100%)	41,836 (17.1%)	36,350 (14.9%)	2,488 (1.0%)	2,998 (1.2%)	110,610 (45.3%)

(注) 農林業センサスデータ

※令和 2 年の振興山村の林野面積はセンサスに不掲載。また、令和 2 年の振興山村の総土地面積は農林業センサスに不掲載であるため、表 2 のデータより引用

(5) 近年の主な自然災害の発生状況

振興山村における自然災害の多くは風水害によるものである。近年では令和元年 8 月、令和 3 年 8 月、令和 5 年 7 月の大雨により、県内各地で河川や道路、建物、農地、農業施設等に被害が発生した。特に、振興山村では大雨に伴って土砂災害が発生する場合もあることから、振興山村では令和 8 年 5 月現在で 1,744 箇所の土砂災害警戒区

域が指定されている。

(6) 医療の状況

現在、県内に無医地区は存在しないものの、振興山村においては採算性等の観点から民間医療機関の立地が困難な場合がある。このため、市等の公的主体が医療施設を設置し、地域医療の確保に重要な役割を果たしている。県においては佐賀県保健医療計画に基づき、へき地医療体制の整備を推進しており、三瀬村及び脊振町には、それぞれ佐賀市立三瀬診療所及び神埼市国民健康保険脊振診療所が設置され、地域における中核的な医療機関としての機能を担っている。

(7) 社会福祉の状況

表3より、県全体の14歳以下の人口の割合は約13%であるのに対し、振興山村の14歳以下の人口の割合は約10%で県平均よりも低い。一方、県全体の65歳以上の人口の割合は約30%であるのに対し、振興山村の65歳以上の人口の割合は約44%とはるかに高い割合となっており、振興山村では県内でも少子高齢化が進んでいるといえる。佐賀県では、佐賀県地域福祉支援計画、さがゴールドプラン21、佐賀県こども施策実行計画等を策定して高齢者福祉や子育て支援対策に取り組んでいる。また、振興山村を有する市町においても、それぞれ子ども・子育て支援事業計画や高齢者福祉計画を策定して対策に取り組んでいる。

(8) 教育の状況

現在、県内の振興山村には小学校が7校、中学校が6校ある。令和7年5月現在の生徒の総数は小学校で310人、中学校で191人となっており、いずれも生徒数が100名に満たない小規模校であり、一部の学校は複式学級を取り入れざるを得なくなっている。また、登下校の負担軽減と安全の確保を図るため、スクールバスを運行している学校も見られる。

(9) 社会・生活環境の状況

県内の振興山村においては、水道普及率は以前と比較して向上はしているが、井戸水を生活用水として利用している区域もある。また、下水道等污水处理施設（公共下水道、農業集落排水等）の普及率も大幅な改善がみられているものの、未整備である区域も一部存在するため、公共用水域の水質と生活環境の保全のための整備が必要と

なっている。

振興山村ではイノシシ等の鳥獣による農作物被害や生活圏への出没も多くみられるため、各地域の有害鳥獣対策協議会による侵入防止柵の設置や捕獲活動が行われている。

(10) 移住・交流の状況

振興山村においては、新規就農や林業への就業等を契機に他地域から移住する住民が見られるが、人口の減少を食い止めるまでには至らず、振興山村を有する市全体としても、近年では様々な移住促進対策が図られている。

また、交流人口・関係人口の増加を目指し、各地域において地元の地域資源を生かした域外からの観光客や山村留学、農泊などを呼び込む取組も進められている。

(11) 就業者の動向

本県の就業人口については、平成 17 年から令和 2 年の間で、県全体で 5.1%の減少となっているが、振興山村においては、少子高齢化や若年層の流出などによる人口の減少が進み、就業者人口は 27.2%の減少となっている。

産業別では、県全体で第 3 次産業の割合が増加傾向にあり、令和 2 年には 66.9%と高く、第 1 次産業の割合は減少し、7.4%となっている。一方、振興山村においては、第 1 次産業の割合は減少しているものの、27.7%となっており、県全体の割合と比較して高く、振興山村における第 1 次産業の基幹産業としての役割は大きい。

表 5 産業別就業人口

(単位:人、%)

年度	振興山村				県全体			
	全体	1 次産業	2 次産業	3 次産業	全体	1 次産業	2 次産業	3 次産業
平成 17 年 (構成比)	6,480	1,979 (30.5%)	1,170 (18.1%)	3,331 (51.2%)	421,879	47,305 (11.2%)	105,743 (25.1%)	267,042 (63.3%)
平成 22 年 (構成比)	5,891	1,765 (30.0%)	1,054 (17.9%)	3,028 (51.4%)	409,277	37,838 (9.2%)	96,188 (23.5%)	262,820 (64.2%)
平成 27 年 (構成比)	5,376	1,565 (29.1%)	977 (18.2%)	2,751 (51.2%)	410,237	34,634 (8.4%)	96,255 (23.5%)	266,782 (65.0%)
令和 2 年 (構成比)	4,715	1,309 (27.7%)	799 (16.9%)	2,553 (54.1%)	400,264	29,617 (7.4%)	93,908 (23.5%)	267,757 (66.9%)

(注) 国勢調査データ (※全体は分類不能の職業を含む)

(12) 自然環境や景観の保全状況

佐賀県立自然公園条例に基づき、脊振・北山県立自然公園、川上・金立県立自然公園、天山県立自然公園が県内の振興山村の一部で指定されており、森林、ダム、溪谷、湿原等優れた景観を有している。また、唐津市七山の檜原湿原は佐賀県環境の保全と創造に関する条例に基づく自然環境保全地域に指定されており、保全に取り組むために開発行為の制限などが行われている。

II I を踏まえた振興山村の課題とこれまでの山村振興対策の実施状況

1 振興山村の課題

山村地域は、県土の保全、水源の涵養、自然環境の維持などの多面的な役割を有しており、県民生活の安定に寄与している。しかしながら、県内の振興山村では、若年層を中心とした人口の流出や少子高齢化の進行等により、平成 17 年から令和 2 年までの 20 年間で人口が 25.6%減少し、高齢化率も 44.1%に達した。そのため、各種産業、文化、教育、福祉サービス等の提供に関わる担い手不足や地域経済の低迷などが課題となっている。加えて、農林業の担い手の減少や高齢化によって、平成 17 年から令和 2 年までで第 1 次産業の就業人口が 33.9%減少したことにより、生産活動が十分に行われず、国土・自然環境の保全等の山村が担う多面的機能の十分な発揮が危ぶまれる状態となっている。

今後、振興山村の地域の活力の維持・向上のためには、産業の振興や若年者の定住を推進するとともに、他地域からの移住や関係人口の増加を促進し、地元の高齢者の知恵や経験、技能などを受け継ぎながら、住民が生き生きと活躍できる環境づくりを進めていく必要がある。また、振興山村の集落や産地においては、様々な課題が複雑に絡み合っていることから、それぞれの地域において、現状抱えている課題や今後の展望について、地域ぐるみの話し合いを進めながら、課題の解決や地域で描いたビジョンの実現に向けた取組を実践していく必要がある。

2 山村振興対策の実施状況と評価

山村振興対策については、昭和 40 年に施行された山村振興法に基づき、これまでに第

一期山村振興対策から平成 26 年度までの第六期山村振興対策に至るまで、約 50 年にわたって交通・通信、産業基盤、生活環境基盤、国土保全等の各施策が実施されてきた。

この結果、振興山村において、

- ・主要な産業である農林業において、生産基盤、近代化施設の整備による労働生産性、土地生産性の向上
- ・道路及び社会生活環境の整備に伴い、日常生活が近代化され、地域の連携・連帯の強化
- ・山村の重要性の地域住民への理解醸成

が図られるなど、山村の振興に寄与してきたところである。

また、平成 27 年度に創設された山村活性化支援交付金を活用して、佐賀市の松梅地区において、平成 27 年度から 29 年度に干し柿などの地域特産品の商品開発や販路開拓の対策の事業に取り組み、一定の成果をあげている。

Ⅲ 振興の基本方針及び振興施策

1 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項

本県の振興山村は、豊かな自然環境を有し、農林水産物の供給、県土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保、良好な景観の形成や地域に根差した伝統文化の継承といった多面的機能を果たしながら、平野部の暮らしも支えている。山村の振興を図り、山村における持続可能な地域社会の維持及び形成を進めることは、県民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるようになる上で、重要な課題である。このため、農用地や森林の保全、集落環境の維持に資するよう、農林業者による生産活動や地域住民による集落の維持のための共同活動が継続されるよう取り組むことが必要である。

しかしながら、少子高齢化の進行や若年層を中心とした人口の流出、農林業の担い手の減少が、集落機能や振興山村の活力の低下を招いている状況である。

今後の山村振興においては、平野部との産業基盤や生活環境基盤等の格差是正に加え、山村の持続的な発展が山村以外の県民にとっても重要な課題であるという認識に立ちながら、次の取組を図ることが重要である。

- ・豊かな自然環境を有する山村の維持・発展
- ・他地域からの山村への移住や関係人口の増加
- ・自然環境の保全に配慮した社会・生活環境等の整備の推進

- ・山村の地域資源を活用した産業振興による山村の所得と雇用の確保
- ・教育、医療や介護サービスの確保・充実等による住民福祉の向上

山村振興基本方針においても、これらの課題をふまえた上で、山村振興のための以下の基本的事項を実施する。

2 交通施策に関する基本的事項

振興山村は、移動手段のほとんどを自動車交通に依存しており、道路網の整備は、生活・医療・産業振興等の面で極めて重要である。

県管理道路は、県民の日常生活や地域活動を行う上で身近な社会資本であるが、整備が必要な箇所が多く残っていることから、「道路の整備に関するプログラム」等に基づき、くらしに身近な道路の整備を着実に取り組んでいく必要がある。また、道路施設の防災対策については施設点検の結果を踏まえ、要対策箇所の対策を進めており、特に、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送路の対策を優先的に取り組む。

併せて、振興山村においては少子高齢化を背景とした民間のバス路線の縮小が生じているため、地域住民の日常生活に不可欠な交通サービス・移動手段を確保するため、「佐賀県地域公共交通計画」や振興山村地域の公共交通計画に基づき、地域の実情に応じたコミュニティバスやデマンドタクシーの導入などの移動手段の確保に取り組み、利用者の利便性の向上を図る。

【主要施策】

- ・道路改良率の向上
- ・緊急輸送道路等における防災対策の推進
- ・生活に必要な公共交通を持続可能なものにしていくための支援と利便性の向上

3 情報通信施策に関する基本的事項

振興山村の住民が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、振興山村地域においても情報通信基盤の整備・活用を行い、地域全体のデジタル化を進める必要がある。

本県では、これまで、超高速ブロードバンドの未整備地区の解消を掲げ、電気通信事業者に整備を働きかけるとともに、ケーブルインターネットの高度化や市町の施設整備に対する財政支援などを行ってきた結果、県内において、固定系通信又は移動系通信によりインターネット通信を利用できる環境の整備が進んできたところであるが、携帯電話の通信

環境については一部の地区が不感地区となっていることや、インターネットを介する通信やサービスの多様化・大容量化が進んでおり、遠隔診療などに対応するための高度無線通信環境の実現や、リモートワークや二拠点生活に対応するなど、時代に即した環境整備が必要であることから、引き続き他の地域との情報通信技術の利用格差が生まれないような対策に取り組む。

また、デジタル社会の形成を促進するために必要な人材を確保するため、県産業スマート化センターによる企業の DX 化推進や県内高校での DX 教育にも取り組む

【主要施策】

- ・ 振興山村地域が高速大容量通信に対応できるようになるための支援
- ・ デジタル社会を担う人材育成

4 産業基盤施策に関する基本的事項

担い手の減少や就業者の高齢化などによる農林業の活力低下により、山村が果たしている多面的機能の発揮が危ぶまれている。このような状況を踏まえ、振興山村の基幹産業である農林業の振興を図るとともに、その基盤となる農地、森林及び山村環境の整備を進める。

山村の農地は不整形な上に区画が狭小であるなど、平坦地域と比べて農業生産条件が厳しいことから、一定規模の区画での農地整備やアクセス向上のための農道等の整備などにより、農作業の効率化や安全性の向上を図る。

森林の整備及び保全、木材の生産及び流通の効率化を図るには林道等の生産基盤が不可欠であるため、地域森林計画等に基づき、適切な路網整備を推進する。

【主要施策】

- ・ 圃場、農道等の農業基盤整備の促進
- ・ 計画的な森林整備を推進するための林道の路網整備の促進

5 産業振興施策に関する基本的事項

(1) 農業

振興山村は、夏期冷涼な気候などの条件を活かし、良質な米をはじめ、果樹や畜産、高冷地野菜、花きなど、特色ある農畜産物の生産が行われるなど、本県農業において重要な位置を占めている。

しかしながら、振興山村では農業者の高齢化や担い手不足が進展しているなどの課

題がある。加えて、農業生産活動や山村を維持するための人材を地域の中だけで確保することが難しくなっているため、振興山村の農業・農村の維持・発展に向け、それぞれの集落や産地において、農業所得の向上や農地の維持、地域の活性化に向けた主体的な取組を支援する。

【主要施策】

- ・山村の特色を生かした農業の展開による「所得向上」
- ・山村の「農地」を維持する体制づくり
- ・山村を支える多様な人材による「地域の活性化」

(2) 林業

振興山村における人工林（民有林）は約 8 千 ha で、人工林率は約 80%と県平均の 67.1%よりも高い。しかし、木材価格の低迷や森林整備の担い手の減少、高齢化等により林業生産活動が停滞し、手入れがなされずに放置され、荒廃した森林が増えつつある。

また、林業事業体の多くは、経営が安定せず計画的な森林整備や事業拡大が困難なことから林業生産活動を活性化し森林資源の循環利用を進めていく必要がある。このため、「さかの森林・林業ビジョン 2023」等の計画に基づき、地域の特性に応じた形で間伐などによる適正な森林整備や森林所有者から委託を受け森林整備を行う林業事業体の経営基盤強化、林業担い手の確保・育成、森林施業の効率化、建築物の木造化・木質化の推進と県産木材の利用拡大などに向けた取組を推進する。

【主要施策】

- ・間伐などによる適正な森林整備
- ・林業事業体の経営基盤の強化と林業担い手の確保・育成
- ・県産木材の利用拡大の推進

(3) 地域資源の活用

地域の基幹産業である農林業における所得の確保と雇用の創出を目指して、振興山村の優れた地域資源等を活用した付加価値の高い加工品づくりと、その流通、販売に取り組む 6 次産業化の取組を支援する。また、農家レストラン、農泊の取組などの農村ビジネスの推進と実践者の育成を図る。

【主要施策】

- ・地域資源を活用した 6 次産業化の推進

- ・農村ビジネスの成功事例の創出
- ・多様な消費者ニーズに対応できる農村ビジネス実践者の育成

（４） 森林の整備及び農用地等の保全

① 森林の整備

近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、県内でも山地災害が多発していることから、被災森林の速やかな復旧や山地災害危険地区の事前防災の取組等を実施し、防災につながる森林整備を進める。

【主要施策】

- ・防災につながる森林づくり

② 農用地の保全

振興山村は、急傾斜が多い上、農用地は不整形で区画が狭小であるなど農業生産条件が不利なため生産性が低く、担い手の減少や高齢化、耕作放棄地の増加が進んでいる。今後は、令和7年度から作成が義務化された地域計画に沿った担い手への農地の集積・集約などの推進を図るとともに、農地の集積・集約に必要な耕作条件の整備などを推進する。

また、「中山間地域等直接支払制度」等を活用して農業生産活動の維持を図ることにより、耕作放棄の発生を防止し、将来にわたって多面的機能が発揮できる環境を維持していく。

【主要施策】

- ・担い手への農地集積・集約の促進
- ・農地集積・集約に向けた耕作条件の整備
- ・農業生産活動の維持及び耕作放棄地の発生防止

（５） 鳥獣被害防止施策

振興山村は、イノシシやアライグマ、サル等の有害鳥獣類による農作物被害が依然として発生しており、特に、イノシシによる農作物被害が農家の生産意欲の減退につながるなど、農家経営に大きな影響を及ぼしている。イノシシによる農作物被害額は、侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵等）の整備や捕獲活動の着実な実施等により減少傾向にあるものの、地域によっては深刻な被害が発生しているところもある。

有害鳥獣による農作物被害を減少させるためには、「棲み分け対策」「侵入防止対策」

「捕獲対策」の3つの対策を総合的に推進するとともに、被害対策に取り組む農家や捕獲従事者の高齢化が課題となる中、農作物加害個体に絞った捕獲等、効率的で効果的な対策を推進する。

【主要施策】

- ・地域ぐるみでの有害鳥獣対策の推進
- ・捕獲対策の担い手の確保・育成
- ・効率的で効果的な捕獲対策の推進

(6) その他

再生可能エネルギーの利用推進に当たっては、地域経済の発展に寄与するものとなるよう、再生可能エネルギーの利用に係る利益を地域に還元する体制の構築等を図る。なお、再生可能エネルギーの利用の推進に当たっては、山村の多面的機能が損なわれないよう、自然環境への配慮を行う。

6 防災に係る施策に関する基本的事項

振興山村の森林地帯は、脆弱な地質であり、集中豪雨等による斜面の崩壊や浸食による土砂災害等の山地災害が発生しやすい一方で、県土や自然環境を保全するとともに、水源を涵養し、県民が安全で快適な生活を営むうえで重要な役割を担っている。

このことから、振興山村の住民の生命、財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するとともに、その有する多面的機能の発揮を図るため、国土強靱化地域計画に沿って、山地災害危険地区等における山地保全、保安林の整備、林道等の計画的な路網整備等を推進するとともに、河川や土砂災害防止施設等の整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった対策を総合的に推進する。

また、河川やため池、土砂災害防止施設等の整備によるハード対策については景観や自然環境の保全を考慮しながら、「緊急性」、「必要性」、「効果」の観点から総合的に判断し、整備を行う。あわせて、住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策として、県民の防災意識の向上や要配慮者利用施設等の利用者の避難体制の整備、災害発生時の医療体制の整備等に取り組む。

さらに、地域防災計画に沿った被災者の避難や救助、施設及び設備の応急復旧、緊急輸送の確保等の災害応急対策の備えに取り組む。

【主要施策】

- ・山地保全対策の推進、保安林整備の推進、森林の適正な整備保全等の推進

- ・河川や土砂災害防止施設等の整備と適正な維持管理
- ・住民自らの避難行動につなげるための県民の防災意識の向上や避難体制の準備
- ・その他、必要な災害応急対策の備え

7 医療の確保に係る施策に関する基本的事項

現在、佐賀県内に無医地区は存在しないものの、採算性等の観点から民間医療機関の立地が困難な地域がある。このため、佐賀県保健医療計画に基づき、三瀬村や脊振町のようなへき地においても必要な医療提供体制の確保・充実を図る。

【主要施策】

- ・医療従事者の確保・定着の促進
- ・診療所の運営支援及び施設・設備の整備
- ・医療機関相互の連携体制の強化

8 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む）に関する基本的事項

今後、振興山村は県全体の中でも高齢化が更に進展することが見込まれるため、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活でき、元気に活躍する、明るく豊かな地域共生社会を目指して、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」を推進していくことが重要である。そのため、高齢者が元気に地域で生活・活躍できるよう、高齢者の社会参加の促進、高齢者の生活支援施設の確保、介護人材の確保と労働環境の改善、介護給付の適正化などに取り組んでいく。

また、障害のある方が地域で安心して暮らしていけるよう、各種障害福祉サービス、相談支援体制、障害児支援等の充実を図るため、従事者の確保と育成、及び各種障害福祉サービス等の基盤整備に取り組む。

さらに、振興山村の人口流出の抑制や、移住、定住の促進につながる対策として、子育て環境への支援が重要であることから、保育人材の確保、保育施設や放課後児童クラブ等の子育て支援施設の整備、地域の多様なニーズに対応する子育て支援等を推進する。

【主要施策】

- ・高齢者の社会参加の推進及び生活支援施設の確保
- ・介護人材の確保と労働環境の改善
- ・障害者福祉に関わる従事者の確保と育成及び各種障害福祉サービス等の基盤整備

- ・ 保育人材の確保、子育て支援施設の整備、地域のニーズに応じた子育て支援

9 文教施策に関する基本的事項

振興山村の令和7年5月現在の1校当たりの児童・生徒数は小学校45人、中学校32人であり、県平均を大きく下回っており、小規模な学校が多い。このため、他の地域との格差が生じることのないよう、地域の実情を考慮しながら、教育水準の維持及び地域の教育・文化活動の促進に取り組む。

山村の森林資源などの豊かな自然環境を生かした教育活動の充実を図り、振興山村の子どもだけではなく、地域外の子どもも山村の特性を生かした教育や体験活動の場（山村留学等）の提供を受けられるように配慮する。併せて、情報化、デジタル化が進展していく中で、未来を担う多様な人材を育てるため、小・中学校の各段階に応じたICT活用教育の推進を図る。

振興山村に居住する子どもは小学校や中学校までの距離が遠い場合が多いため、子どもや家族の通学の負担を軽減するために、スクールバスの運行などの通学環境の整備に取り組む。また、老朽化した学校関連施設については子どもの快適な教育環境を確保するため、計画的な施設整備に努める。

振興山村には史跡、伝承芸能、祭礼、景勝地等の多くの有形・無形の歴史的・文化的遺産を有しているが、これらを後世に継承していくために、保存や活用に資する担い手の育成を図る。

【主要施策】

- ・ 山村の特性を生かした教育や体験活動の場の提供
- ・ ICT教育の推進
- ・ 通学及び教育に係る環境の整備
- ・ 歴史的・文化的遺産の保存や活用、継承

10 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む）に関する基本的事項

県民に甚大な影響を及ぼす恐れがある感染症が発生した場合等においても、振興山村の住民が他の地域の住民と同様の安定した生活や福祉が可能となるような医療体制の構築を図る。

振興山村の住民生活の安定を図るため、日常生活の基盤となる水道施設や下水道・浄化槽等の汚水処理施設、廃棄物の処理施設、生活関連道路、消防・救急施設の計画的、効率

的な整備を推進する。併せて、アライグマ等から生活環境を守るための地域ぐるみの鳥獣被害防止活動にも取り組む。また、振興山村においては、高齢化の進行や人口の減少により集落機能を維持していくことが困難な地域が多く見られることから、地域の共同活動や地域運営組織（RMO）の形成への支援により、集落機能の維持、活性化を図る。

【主要施策】

- ・ 甚大な影響を及ぼす感染症が発生した場合への備え
- ・ 水道、污水处理、廃棄物処理施設等の日常生活の基盤となる施設の整備促進
- ・ 集落の共同活動や RMO 形成への支援

1 1 移住・交流施策に関する基本的事項

振興山村において人口減少が進行している中で、産業活動や地域活動の担い手を確保していくためには、他地域からの移住を促進するための取組を推進していく必要がある。これまで移住の促進に資する情報発信や住宅等の生活環境の整備については行われてきたところであるが、今後とも、移住希望者への相談会等による情報発信や空き家等の活用を含めた生活環境の確保を図るとともに、子育て環境の確保や地域運営組織（RMO）の形成等の地域の共同活動への支援を促進していく必要がある。

また、交流人口や関係人口を増やすことも地域経済への効果が期待されることから、都市部等との地域間交流を促進するため、グリーンツーリズムの推進や気軽に滞在できる交流拠点の活用、担い手不足が課題となっている山村地域とのマッチング、二地域居住の推進などの、地域の個性・独自性を活かした他地域と交流を行い、相互のニーズを充足させ、振興山村の新たな交流人口、関係人口の創出を目指す。

【主要施策】

- ・ 移住希望者への情報発信
- ・ 空き家等の活用を含めた住宅等の生活環境の整備
- ・ 子育て環境の確保や地域の共同活動への支援
- ・ グリーンツーリズム等、山村地域の個性を生かした都市部との地域間交流の促進

1 2 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む）に関する基本的事項

（1） 農業担い手の育成

振興山村は、農業従事者の高齢化や担い手の減少が進んでおり、振興山村の多面的

機能の発揮等に支障が生じることが懸念されている。このようなことから、意欲的な農業担い手を一人でも多く確保するため、地域の特性を活かした「稼ぐ農業」の取組を基本とした、「トレーニングファーム」などを活用した UJI ターンや定年退職者などの幅広いルートからの就農、企業等の農業参入の促進を図る。

また、個別の経営体だけでなく、地域で農業を支えていくことも不可欠であることから、集落営農法人や農作業受託組織など地域の農地や農作業の受け皿となる組織の設立や、地域の女性の参画を推進するため、男女ともに働きやすい労働環境の整備を図る。

【主要施策】

- ・ 幅広いルートからの新規就農や企業等の農業参入の促進
- ・ 集落営農法人や農作業受託組織等の設立の推進
- ・ 男女ともに働きやすい労働環境の整備

(2) 林業担い手の育成

振興山村においては、過疎化や高齢化の進行に加えて、作業が危険を伴う山林であることなどの就業環境の特殊性等により林業担い手が減少しており、適切な森林の維持・管理が行われず荒廃森林の増加が懸念されている。このようなことから、林業の担い手となる林業就業者の確保及び育成への取組を推進するため、所得等の就業条件や労働環境の改善及び「さが林業アカデミー」を活用した担い手の確保と技術の向上を図る。

さらには、施業の機械化・集約化や ICT の活用等によるデジタル化を推進することにより、森林組合等の経営基盤強化を図る。

【主要施策】

- ・ 所得等の就業条件や労働環境の改善
- ・ 林業アカデミーの活用による担い手の確保と技術向上
- ・ 森林組合等の経営基盤強化

(3) 担い手施策に係るその他の事項

地域社会の担い手となる人材の育成を図るとともに、地域内外からの振興山村とかわりを持つ多様な人材の連携と確保を図る。また、地域における伝統文化やイベント行事等の担い手不足も深刻な問題となりつつあり、これらについても担い手の育成及び確保を図る。

1 3 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的事項

振興山村には、脊振・北山県立自然公園、川上・金立県立自然公園、天山県立自然公園があり、森林、渓谷、湿原等優れた自然環境と景観を有している。これらの自然環境は、山村での豊かさや魅力の源であることから、山村の振興に当たっては自然環境や景観の保全に留意する。

【主要施策】

- ・ 自然公園等での自然環境の保全
- ・ 地域の個性や特性を生かした景観形成の促進

IV 他の地域振興等に関する計画との関連

本県においては、県政運営の基本方針である「佐賀県施策方針 2023」（令和5年8月策定）において、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を基本理念とし、施策方針の重点プロジェクトの一つとして、山の地域を活性化するための「個性あふれる山の輝きの創造」に向けた取組を行うこととしている。

また、佐賀県地域防災計画、佐賀県国土強靱化計画等に基づいて県民を守る施策を進めているほか、佐賀県公共交通計画、佐賀県保健医療計画、佐賀県地域福祉支援計画、さがゴールドプラン21、佐賀県こども施策実行計画、佐賀県「食」と「農」の振興計画、さかの森林・林業ビジョン、佐賀県道路整備プログラム、佐賀県教育施策実施計画等の計画に基づいて各種施策を進めている。なお、本県の振興山村の大部分は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域にも指定されており、過疎地域持続的発展方針及び同計画が策定されている。

このため、本県における振興山村の振興施策の展開に当たっては、これらの計画との整合を図りながら推進するものとする。